

## 朝霞市規則第 2 4 号

### 朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、朝霞市犯罪被害者等支援条例（令和 4 年朝霞市条例第 1 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住所を有する者及び次に定めるやむを得ない事由により市内に居所を有することとなった者をいう。

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 1 3 年法律第 3 1 号）第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力（同法第 2 8 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を含む。）を受け、当該配偶者からの暴力を避けるため、市内に一時的に居所を定めたこと。

イ 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発により住居が滅失し、又は著しく損傷したことにより、市内に一時的に居所を定めたこと。

ウ その他特に市長が認める事由

(2) 重傷病 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 5 5 年法律第 3 6 号）第 2 条第 5 項に規定する重傷病をいう。

(見舞金の種類及び額)

第 3 条 条例第 8 条の見舞金（以下「見舞金」という。）の額は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 3 0 万円

(2) 重傷病見舞金 1 0 万円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合に限る。）は、当該重傷病見舞金の支給により遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、当該死亡した者の遺族に支給される遺族見舞金の額は、当該重傷病見舞金の額を控除した額とする。

(見舞金の支給対象者)

第 4 条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者であって、当該犯罪行為が行わ

れたときに市民であったもの（以下「死亡被害者」という。）の遺族のうち、次条第3項の規定により第1順位の遺族となる者（以下「第1順位遺族」という。）

- (2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者で、当該犯罪行為が行われたときから重傷病見舞金を申請するときまで引き続き市民であるもの（以下「重傷病被害者」という。）

（遺族の範囲及び順位）

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡時において次の各号のいずれかに該当する者で、犯罪行為が行われたときから遺族見舞金を申請するときまで引き続き市民であるものとする。

- (1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）
- (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 死亡被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が当該死亡被害者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。（見舞金の支給の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないものとする。

- (1) 犯罪行為が行われた場合において、犯罪行為被害者（死亡被害者及び重傷病被害者をいう。以下同じ。）又は第1順位遺族と加害者との間に、次のいずれかに該当する関係があつたとき。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。）

ウ 3親等内の親族（ア又はイに掲げる者を除く。）

- (2) 当該犯罪行為による被害について、犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。
- ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為
  - イ 過度の暴行、脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
  - ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為
- (3) 犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があったとき。
- ア 当該犯罪行為を容認していたこと。
  - イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属し、又は属していたことがあること。
  - ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又は当該加害者親族その他の当該加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を与えたこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められるとき。

(見舞金の支給申請)

第7条 見舞金の支給の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 遺族見舞金 朝霞市遺族見舞金支給申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類
- ア 死亡被害者の死亡診断書その他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類
  - イ 犯罪行為が行われたときに死亡被害者が市民であったことを証する住民票の写しその他の証明書
  - ウ 犯罪行為が行われたときから遺族見舞金を申請するときまで申請者が引き続き市民であることを証明する住民票の写しその他の証明書
  - エ 戸籍謄本その他の死亡被害者と申請者との続柄を確認する書類
  - オ 申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を証明する書類
  - カ 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類
  - キ 申請者が第5条第1項第2号の規定に該当する者であるときは、死亡被害者の収入によって生計を維持していたことを証明する書類

ク 第1順位遺族が2人以上あるときは、朝霞市遺族見舞金代表者選任届  
(様式第2号)

ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金 朝霞市重傷病見舞金支給申請書(様式第3号)及び次に掲げる書類

ア 重傷病被害者の重傷病の状態及び加療を要する日数に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

イ 犯罪行為が行われたときから重傷病見舞金を申請するときまで申請者が市民であったことを証明する住民票の写しその他の証明書

ウ その他市長が必要と認める書類

(支給申請の期限)

第8条 見舞金の支給申請は、犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき又は犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(見舞金の支給決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請の内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定したときは、朝霞市見舞金支給(不支給)決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(見舞金の請求)

第10条 前条の規定により見舞金を支給する旨の決定(「支給決定」という。)を受けた者は、当該見舞金の支給を請求するときは、朝霞市見舞金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(見舞金に係る調査等)

第11条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関等に対し、必要な事項の調査を行い、又は報告を求めることができる。

(見舞金の支給決定の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金の支給決定を取り消すことができる。この場合において、既に見舞金を支給したときは、その返還を求めるものとする。

(1) 支給決定後に、第6条各号の規定に該当することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支給決定を受けたことが判明したとき。

(3) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、見舞金の支給決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為に係る死亡被害者の遺族又は重傷病被害者の見舞金の支給について適用する。

様式第1号（第7条関係）

朝霞市遺族見舞金支給申請書

年 月 日

朝霞市長 宛

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

犯罪行為被害者との続柄

朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条の規定により、次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

犯罪行為被害者	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	犯罪行為が行われたときの住 所	
	死 亡 年 月 日	年 月 日
犯罪行為が行われた日	時 分頃	年 月 日 午前・午後 時 分頃
犯罪行為が行われた場 所		
犯 罪 行 為 に よ る 被 害 の 発 生 状 況		
取 扱 警 察 署 (被害届の受理番号)		都道府県 警察署 ( 年 月 日 第 号 )
死亡前の重傷病見舞金の支給の有無		有 ・ 無
備 考		
【同意欄】 犯罪行為による被害の発生状況等、遺族見舞金の支給に関し必要な事項について、朝霞市長が関係機関等に対して調査等を行うことに同意します。 年 月 日 氏 名		

様式第2号（第7条関係）

朝霞市遺族見舞金代表者選任届

年 月 日

朝霞市長 宛

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

犯罪行為被害者との続柄

私は、遺族見舞金を受けるべき第1順位の遺族を代表し、遺族見舞金の申請、請求及び受領をする者に選任されたことを届け出ます。

私は、上記の者が、遺族見舞金を受けるべき第1順位の遺族を代表し、遺族見舞金の申請、請求及び受領をする者となることに同意します。			
第1順位の遺族の氏名	犯罪行為被害者との続柄	住 所	電話番号

備考 「第1順位の遺族の氏名」の欄は、本人の自署による署名又は記名押印をしてください。

様式第3号（第7条関係）

朝霞市重傷病見舞金支給申請書

年 月 日

朝霞市長 宛

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条の規定により、次のとおり重傷病見舞金の支給を申請します。

犯罪行為被害者	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	犯罪行為が行われたとき 住 所	
犯罪行為が行われた日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
犯罪行為が行われた場所		
犯罪行為による被害の発生状況		
負傷又は疾病の状態		
取扱警察署 (被害届の受理番号)	都道府県 警察署 ( 年 月 日 第 号)	
備 考		
<b>【同意欄】</b> 犯罪行為による被害の発生状況等、重傷病見舞金の支給に関し必要な事項について、朝霞市長が関係機関等に対して調査等を行うことに同意します。  年 月 日  氏 名		

様式第4号（第9条関係）

朝霞市見舞金支給（不支給）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

朝霞市長



年 月 日付けで支給の申請がありました見舞金については、次のとおり決定したので、朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則第9条の規定により通知します。

1 支給する

- (1) 見舞金の種類 遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金  
(2) 見舞金の金額 \_\_\_\_\_円

2 支給しない

(理由)

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

朝霞市見舞金請求書

年 月 日

朝霞市長 宛

住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則第 1 0 条の規定により次のとおり見舞金を請求します。

見舞金の種類	遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金	
見舞金決定通知書番号	年 月 日付け	第 号
請求金額		
見舞金の振込先	金融機関名	
	支店名	
	預金種類	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	